



埼玉県報

第 2796 号
平成 28 年(2016 年)
5 月 10 日
火曜日

目次

告示

- 平成 28 年度地籍調査事業計画の決定 (土地水政策課)
- 飯能都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 入間都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 朝霞都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 和光都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 狭山都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 坂戸都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 毛呂山・越生都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 川口都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 蕨都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 戸田都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 上尾都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 桶川都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 北本都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 春日部都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 蓮田都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 幸手都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 加須都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 羽生都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 熊谷都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 北川辺都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 三芳町北松原土地区画整理組合の定款の変更 (第 4 回) (市街地整備課)
- 熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務等に係る告示 (公園スタジアム課)
- 一般国道 407 号線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)

正誤

- 埼玉県公営企業管理規定第 3 号中訂正 (公営企業・財務課)

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

平成二十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第一	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
川越市	南古谷第二	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生二	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡五	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	大輪第二	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第三	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	神岡第一	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第四	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
飯能市	双柳第六	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
飯能市	双柳第七	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
東松山市	東松山十地区	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで

神 川 町	神 川 町
阿久原七	矢納六
平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百一号で告示した飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百二号で告示した入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百三号で告示した朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百五号で告示した和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百六号で告示した狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百七号で告示した坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百八号で告示した毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十号で告示した川口市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十一号で告示した蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十二号で告示した戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十三号で告示した上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十四号で告示した桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十五号で告示した北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十三号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十七号で告示した春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十八号で告示した蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十九号で告示した幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百二十号で告示した加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百二十一号で告示した羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百二十二号で告示した熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百二十四号で告示した北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四 事務所所在地

埼玉県三芳町大字藤久保三千八百五十一番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十八年五月十日

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり公募型プロポーザルに付する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達概要

(1) 対象件名

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務及び熊谷ラグビー場新スタンドほか建設工事

(2) 対象場所

熊谷市上川上地内

(3) 工事等内容

熊谷ラグビー場新スタンドほか建設工事設計に係る技術協力業務及び工事施工を行う。

ア 技術協力業務

イに関する設計に対して、施工者の立場から施工方法等の提案等の技術協力をを行う。

イ 工事施工

地上4階建て、延べ面積約21,200m²の競技場スタンド、フィールド及びこれらに関連するものに係る工事

(4) 履行期限

ア 技術協力業務 業務委託契約締結日から平成28年9月30日（金）まで

イ 工事施工 工事請負契約締結日から平成30年8月31日（金）まで

(5) 技術協力業務委託契約の締結方法

埼玉県知事は、技術提案書を提出した者の中から選定した優先交渉権者と、発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約を締結する。

なお、特定された優先交渉権者が契約を辞退した場合は、技術提案書を提出した者のうち、技術提案書を審査した上で定めた順位（以下「順位」という。）が上位であった者（優先交渉権者を除く。）から順に交渉を行うものとする。

(6) 工事施工に係る契約の締結方法

(5)の技術協力業務委託契約を締結した者に、工事施工に係る契約の第1位交渉権を与える。

埼玉県知事は、第1位交渉権を与えられた者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事請負契約を締結する。

なお、第1位交渉権を与えられた者との交渉等が不成立となった場合は、技術提案書を提出した者（技術協力業務委託契約を締結した者を除く。）のうち、順位が上位であった者から順に、その交渉の意思を確認した上で、技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行うものとする。

2 参加表明できる者の形態

- (1) 単体有資格者（以下「単体」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。
- (2) 単体の場合にあつては他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年9月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。
 - ア 本案件において、複数の特定企業体の構成員となること。
 - イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員になること。

3 参加表明する者に必要な資格

本件に参加表明する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 建築士事務所の登録

単体又は特定企業体における代表構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体及び特定企業体の各構成員は、建築工事業について、技術協力業務に係る見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）の日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体または特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,500点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員はその総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、見積合わせの日の直近のものであること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書きに規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が見積合わせの日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員になるものは元請けとして、平成8年度以降に完成した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（特定企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ア 7,000席以上の観覧席を有する観覧場新築工事・改築工事又は増築工事（ただし、増築した部分が7,000席以上であること。）

(5) 配置予定の管理技術者

ア 単体又は特定企業体の構成員は次に掲げる者のいずれかを本業務の管理技術者として配置できること。

- ・ 建設業法による一級建築施工管理技士
- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したものの。

イ 配置予定の管理技術者は、当該者が在籍する技術提案者と参加表明書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定の管理技術者が特定できないときは、複数の候補者を参加資格要件確認資料に記載すること。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 技術提案に参加する者との間に資本関係又は人的関係が無いこと。

オ 代表権を有する役員が、実施設計業務等の受注者である株式会社松田平田設計の代表権を有する役員を兼ねていない者であること。

カ 本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止措置等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者で

あること。

キ 公告日から見積合わせの日までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

ク 公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、特定企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。

ケ 特定企業体で参加する場合の構成員は、建設業法上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同様として取り扱うことができるものとする。

4 手続等

(1) 問合せ先及び提出場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部公園スタジアム課ラグビー場整備担当 関口、青木 電話番号048-830-5408
(直通)

(2) 説明書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「都市整備部公園スタジアム課」を選択して、公園スタジアム課ページ内からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成28年5月23日（月）午後5時まで

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着とする。

(4) 参加資格の審査

参加表明書の提出者に対して、3に示す参加資格に記載した条件を満たしているかの審査を行う。

(5) 参加資格審査結果の通知方法

参加表明書の提出者に対して、平成28年5月31日（火）に参加資格審査結果を書面により通知する。

(6) 技術提案書の提出期間及び提出方法

参加資格の確認を受けた者が提出できる技術提案書の提出期間は、次のとおり。

ア 提出期間

平成28年6月7日（火）午前9時から平成28年6月22日（水）午後5時まで

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着とする。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

説明書に記載する基準により技術提案書の提出者を審査し、優先交渉権者を特定する。

(8) 特定結果の通知方法

技術提案書の提出者に対して、平成28年7月中旬に特定結果を書面により通知する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

技術協力業務に係る契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

有

(5) その他詳細は説明書による。

6 Summary

(1) Nature of Services Required:

Assistance with design technology, repair work, construction work for

new stands, and other construction work at Kumagaya Rugby Ground

- (2) Submission Deadline for Notification of Intent to Bid:
5 p.m. on May 23, 2016
- (3) Submission Period for Proposals
From 9 a.m. on June 7, 2016 until 5 p.m. on June 22, 2016
- (4) Explanation of Bidding and Specifications
Parks and Stadium Division (Department of City Development) website
Accessible from the Saitama Prefectural Government homepage
- (5) Place to Submit Documents and Contact Information:
Rugby Stadium Group Parks and Stadium Division, Department of City
Development 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-
9301 TEL: 048-830-5408

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字片柳字宮田四一一番一 地先から同市大字片柳字西ヶ谷戸一 七四二番二地先まで		区 間
二五・八〇ゝ 四三・〇〇	二五・八〇ゝ 三一・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一九一・〇〇	一八九・〇〇	延長 (メートル)
		備 考

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第三号(平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号)
中訂正

ページ 行

六 後ろから三以下

誤

様式第七十九号を削る。

様式第八十四号を削る。

様式第八十五号を削る。

正

様式第七十九号を次のように改める。

様式第79号 削除

様式第八十四号を次のように改める。

様式第84号 削除

様式第八十五号を次のように改める。

様式第85号 削除